

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）

設置者（氏名）

代表者職氏名

専修学校目的変更認可申請書

下記により専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条の規定により認可を申請します。

学校の名称	
学校の位置	
目的変更の理由	
新目的	
旧目的	
経費の見積り 及び維持方法	
変更の時期	年 月 日

（添付書類）

- 1 学則変更条項新旧対照表（添付様式22）
- 2 新学則（全文）
- 3 施設概要書（添付様式1）
- 4 校舎及び寄宿舎の校地内での配置図、平面図及び立面図
- 5 設置趣意書
- 6 校地校舎等の権利の帰属を証する書類
- 7 教職員組織表（添付様式10）
- 8 教職員の履歴書（教員については写真をはり付けたものに限る）、就任承諾書（写）（添付様式9）及び免許状（写）又は実務上の資格を証する書類（写）
- 9 備品目録（添付様式4）
- 10 設置後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及び収支予算書（添付様式20）
- 11 寄附行為
- 12 設置に係る決議録の謄本
- 13 財産目録（添付様式13）

14 最近における貸借対照表及び収支計算書

15 その他参考資料

- (1) 所有関係一覧（添付様式 5）
- (2) 学級編成表（添付様式 1 1）
- (3) 寄附申込書（謄本）（添付様式 1 4）

〔留意事項〕

- 1 提出時期 変更しようとする年度の前年度の 5 月末日までとする。
- 2 提出部数 正副各 1 部（計 2 部）
- 3 関連手続 専修学校課程設置（廃止）認可申請、寄附行為変更認可申請、専修学校学科設置届
- 4 その他
 - (1) 専修学校の課程設置を伴う場合は、専修学校課程設置認可申請（第 4 号様式）を併せて提出すること。その場合、添付書類のうち、第 1 項及び第 3 項から第 1 5 項の書類の提出を要しない。
 - (2) 専修学校の課程廃止を伴う場合は、課程廃止認可申請（第 1 0 号様式）を併せて提出すること。その場合、添付書類のうち、第 5 項から第 1 5 項の書類の提出を要しない。
 - (3) 設置者が知事の所轄する私立学校法第 3 条に規定する学校法人であるときは、添付書類のうち、第 6 項及び第 1 0 項から第 1 4 項の書類の提出を要しない。
 - (4) 添付書類のうち、第 6 項については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書(写)（原則として公正証書）及び登記事項証明書
 - (5) 添付書類のうち、第 8 項については、学科設置に伴い新たに新規採用する教職員のみ添付すれば良い。
 - (6) 設置者が学校法人以外の者であるときは、添付書類のうち第 1 1 項から第 1 4 項の書類の提出を要しない。
 - (7) 添付書類第 1 5 項（3）については、学校設置認可申請書の留意事項を参照のこと。

〔記載例〕

年 月 日

千葉県知事 (氏 名) 様

所在地 (住所)
設置者 (氏名)
代表者職氏名

専修学校目的変更認可申請書

下記により専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条の規定により認可を申請します。

学校 の 名 称	〇〇専門学校
学校 の 位 置	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
目的変更の理由	社会の高齢化に伴い、介護福祉士養成の必要性が高まっており、従来行ってきた情報技術者養成の他に、福祉関係の教育を施すため、新たに社会福祉専門課程を設置するため。
新 目 的	本校は、高等学校教育の基礎の上に高等学校を卒業した者に対し、情報並びに福祉に関する知識、技術、技能を修得させることを目的とする。
旧 目 的	本校は、高等学校教育の基礎の上に高等学校を卒業した者に対し、情報に関する知識、技術、技能を修得させることを目的とする。
経費の見積り 及び維持方法	授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、設置者が負担する。
変 更 の 時 期	〇〇年〇月〇日